

横浜市福祉有償移動サービス ガイドブック

令和6年11月改訂
横浜市健康福祉局福祉保健課

目次

はじめに

1 旅客（利用者）について	1 ページ
2 車両について	1 ページ
(1) 使用できる自動車の種類	1 ページ
(2) 損害賠償措置	2 ページ
(3) 整備管理	2 ページ
(4) 自動車に関する表示	3 ページ
(5) 登録証の携行	3 ページ
(6) 車内の表示	3 ページ
3 運転者について	4 ページ
(1) 運転者の要件	4 ページ
資料 運転者要件（セダン等）について	5 ページ
資料 適性診断について	8 ページ
(2) 運転者台帳の作成	10 ページ
(3) 運行管理の責任者の選任等	11 ページ
(4) 運行管理の責任者に課される講習について	12 ページ
(5) その他（神奈川県警からの連絡事項）	13 ページ
参考 運転記録証明書について	14 ページ
4 事業者協力型自家用有償旅客運送について	15 ページ
5 安全な運転の確保について	16 ページ
(1) 安全な運転のための確認等	16 ページ
(2) 乗務記録について	16 ページ
(3) 事故の場合の処置	17 ページ
(4) 苦情について	17 ページ
参考 国民健康保険特定健康診査・横浜市健康診査	19 ページ
6 対価（料金）について	20 ページ
(1) 基準	20 ページ
(2) 対価の範囲	21 ページ
(3) 対価の設定方法	21 ページ
(4) 対価の公示について	22 ページ
道路運送法に基づく協議・届出・報告等が必要な事項	23 ページ
1 変更登録申請について（運営協議会での協議が必要）	25 ページ
2 軽微な事項の変更について	26 ページ
3 実績報告書の提出	35 ページ
4 その他（駐禁除外指定・神奈川県警察）	37 ページ
参考様式	38 ページ
資料	
自家用有償旅客運送についてよくある質問（国交省）	50 ページ
自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて	60 ページ

はじめに

福祉有償運送とは、NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものです。

実施するために必要な届出書類や備えておくべき書類（参考様式等）は、横浜市ホームページからダウンロードすることができます。記載例も掲載されています。

横浜市ホームページ

福祉有償運送

検索

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yusho/documents.html>



1 旅客（利用者）について

【道路運送法施行規則第四十九条第二号】 【道路運送法施行規則第五十一条の二十九】

運送しようとする旅客の範囲は、次の者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者であって、運送しようとする旅客の名簿に記載されている者及びその付添人、又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者となります。

イ 身体障害者手帳をお持ちの方（身体障害者福祉法第4条）
ロ 精神障害者手帳をお持ちの方（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条）
ハ 愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号）
ニ 要介護認定を受けている方（介護保険法第19条第1項）
ホ 要支援認定を受けている方（介護保険法第19条第2項）
ヘ 基本チェックリストに該当する方（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準）
ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

運送者（団体）は、上記の要件を確認し、必要事項を記載した名簿（参考様式第八号【身体状況等、態様ごとの会員数】又は【旅客の名簿】）を作成し、これを事務所に備え置かなければなりません。またこれらの内容を記載した名簿は、個人情報保護の観点から、鍵付きの書庫や引き出しで適切に管理をしてください。

観光旅客その他の当該地域を来訪する方の運送を行った場合、利用した者の氏名および要件を、通常の利用者名簿とは別に名簿の管理する必要があります。

2 車両について

（1） 使用できる自動車の種類【道路運送法施行規則第五十一条の九第一項】

種類		形状等
福祉自動車	寝台車	車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
	車いす車	車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能なスロープ又はリフト付の自動車
	兼用車	ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
	回転シート車	回転シート車（リフトアップシートを含む）を備える自動車
セダン等		

【よくある間違い】

兼用車を、「車いす車」と「セダン等車両」の兼用と誤解し、申請書等に記載されていることがあります。

(2) 損害賠償措置【道路運送法施行規則第五十一条の二十六】【国土交通省告示第1171号】

運送者（団体）は、自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するため、次の基準に適合する任意保険（共済を含む）の契約を締結していることが必要です。

【損害を賠償するための基準】

① 対人賠償の限度額が1人につき、 無制限のもの （※）
② 対物賠償の限度額が1事故につき、 1,000万円以上 のもの（※）
③ 運送者の法令違反が原因の事故について、補償が免責となっていないこと
④ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと
⑤ すべての福祉有償運送自動車について契約を締結すること

※ 横浜市の基準となります。

【よくある間違い】

- ①更新申請や変更届に、自賠責保険の写しが提出されることがあります。自賠責保険の写しは必要ありません。
- ②登録後に、基準で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはなりません。

(3) 整備管理【道路運送法施行規則第五十一条の二十四】

運送者（団体）は、自動車の点検及び整備を適切に実施するため、整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければなりません。

【自動車の点検の種類及び点検の時期】

種類	点検の時期	
日常点検	1日1回、運行の開始前	
定期点検	乗用車（3ナンバー、5ナンバー、7ナンバー）	12か月ごと
	「車いす移動車」など特種用途車（8ナンバー）	6か月ごと
	軽乗用車（5ナンバー）	12か月ごと
	「車いす移動車」など特種用途車（8ナンバー）	12か月ごと

整備管理の責任者については、特段の資格要件を求めていませんが、整備管理に関する知識を有していることが望まれます

令和2年11月27日の省令改正により、運行管理及び車両整備管理を一般旅客自動車運送事業者（法人）に委託することが出来るようになりました。（事業者協力型自家用有償旅客運送といいます。）

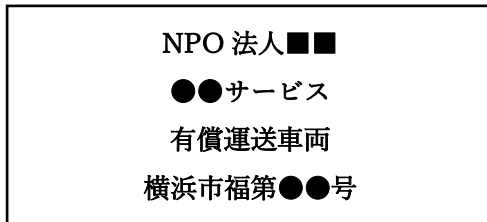
この事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、運営協議会へ諮る必要がありますので、横浜市健康福祉局福祉保健課にご相談ください。（詳しくは、15ページ 4へ）

(4) 自動車に関する表示【道路運送法施行規則第五十一条の二十七第一項～第二項】

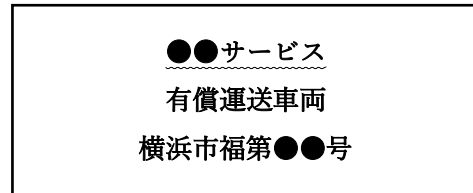
運送者（団体）は、**自動車の両側面**に、次の事項を記載した標章を表示しなければなりません。

運送者の名称（登録を受けた 法人名 ）	・文字は、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書き ・ 1文字の大きさが一辺5cm以上
「有償運送車両」の文字	
登録番号（関神福第○号、または横浜市福第○号）	

正しい表示



間違っている表示



【よくある間違い】

運送者の名称が事業所名のみになっていることがあります。事業所名を表示したい場合は、登録を受けた法人名を表示した上で、事業所名も加えて表示してください。

(5) 登録証の携行【道路運送法施行規則第五十一条の二十七第三項】

運送者（団体）は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければなりません。

(6) 車内の表示【道路運送法施行規則第五十一条の二十八】

運送者（団体）は、協議が調った料金表及び運送者（団体）の名称、自動車登録番号を旅客に見えやすいように表示しなければなりません。



3 運転者について

(1) 運転者の要件【道路運送法施行規則第五十一条の十六第一項及び第三項】

運送者（団体）は、自動車の種類に応じて、次の要件のいずれかを備える者でなければ、運転をさせてはなりません。

自動車の種類	運転者の要件
①福祉自動車	イ. 第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者
	ロ. 第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次の要件のいずれかを備える者
	i. 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること
	ii. (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること
②セダン型	福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務）
	イ. 介護福祉士
	ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること
	ハ. ①ロ. ii. の研修を修了していること
	ニ. 訪問介護員など

《留意事項》

○ 運転者の要件

第一種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」の要件は、地域の実情に応じて、運営協議会において、2年以上に定めることができることとされています。

○ 適性診断を受診しなければならない場合

運送者（団体）は、登録後に、死者又は重傷者を生じた事故を惹起した**運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者**（道路運送法施行規則第五十一条の十六第二項）について、独立行政法人自動車事故対策機構等が実施する**適性診断**（旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項）を受診させ、運転免許の停止が解除された後でなければ運転を再開させてはなりません。

<https://www.mlit.go.jp/notice/noticedata/sgml/2002/63aa3138/63aa3138.html>

【よくある間違い】

運転者の増、減員を行う場合には、横浜市等への届出は必要ありません。
ただし、**運転者の要件の確認**など、**運転者の管理**をその都度適切に行う必要があります。

運転者要件（セダン等）について

道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路運送法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去二年以内において停止されていない者であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる障害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の適性診断を受けさせなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第一項に規定する要件のほか次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければならない。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十二条第一項の介護福祉士の登録を受けていること。

社会福祉士及び介護福祉士法

（登録）

第四十二条 介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

二 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。

（通知）（国自旅第315号 令和2年11月27日一部改正）

自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について

上記通知に定められている認定講習を修了していること。

三 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

(通知) (国自旅第315号 令和2年11月27日一部改正)

「自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について」

(別紙2) 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。)第51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。

第2 施工規則第51条の16第3項第3号に規定する同項第2号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

- ① 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が行っていた**ケア輸送サービス従事者研修を修了した者**であること。
- ② 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項各号に掲げる研修の課程又は「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)に規定する研修の課程を修了し、その旨の証明書の交付を受けた者であること。

【根拠法令】

介護保険法施行令(法第八条第二項の政令で定める者)

第三条 法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護(同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。)に係る共生型居宅サービス(法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。)以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修 当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であって厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者

実務者研修修了	
介護職員初任者研修修了	看護師、准看護師、保健師を含む
訪問介護員養成研修(ヘルパー)1・2・3級	
介護職員基礎研修修了	

「指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁及び厚生労働大臣が定めるもの等」
 (平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 5 3 8 号)

資格	
居宅介護職員初任者研修課程修了	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了
重度訪問介護従業者養成研修課程修了	同行援護従業者養成研修課程修了
行動援護従業者養成研修課程修了	介護職員初任者研修課程修了
介護職員初任者研修課程修了	生活援助従事者研修課程を修了
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了	視覚障害者外出介護従業者養成研修、 全身性障害者外出介護従業者養成研修、 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了 （ガイドヘルパー）

旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第二項の規定に基づく旅客自動車運送事業者が運転者に受けさせなければならない適性診断

平成十四年二月一日
国土交通省告示第四十五号

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第三十八条第二項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が運転者に受けさせなければならない適性診断を次のとおり認定したので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

一適性診断を実施する者の名称

自動車事故対策センター

二主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町六丁目一番二十五号

三適性診断の名称、対象及び内容

名称	対象	内容	
		共通事項	個別事項
特定診断 I	死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令(昭和三十年政令第二百八十六号)第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがない者及び軽傷者(同条第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の三年間に交通事故を引き起こしたことがある者	1)心理テストによる診断・性格、運転態度及び危険感受性に関する基本的診断・認知、判断及び動作のタイミング、動作の正確さ、動作の円滑さ2)視覚機能の診断	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する助言及び指導を行う。
特定診断 II	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の一年間に交通事故を引き起こしたことがある者		受診者から交通事故を引き起こしたときの状況のみならず生活習慣、健康状態及び運転に関する過去の経歴等についても聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、心理学的手法を用いて、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性及びその背景となった生活習慣等に係る要因を認識させるとともに、交通事故の再発防止のために必要な運転行動及び生活習慣等の改善に関する助言及び指導を行う。
初任診断	運転者として新たに雇い入れた者であって雇い入れの日前三年間に当該適性診断を受診したことがない者(個人タクシー事業者を除く。)		受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、事業用自動車の運転者として交通事故

		の未然防止のために運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。
適 齡 診 断	高齢者(六十五才以上の者をいう。)	受診者から日常の運転の状況について聞き取りを行い、第三欄の診断の結果を踏まえ、当該受診者の加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言及び指導を行う。

All Rights Reserved, Copyright (C) 2003, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

(2) 運転者台帳の作成【道路運送法施行規則第五十一条の二十三第一項及び第二項】

運送者（団体）は、運転者ごとに、必要事項を記載した運転者台帳（参考様式第へ号【運転者台帳】）を作成し、事務所に備えて置かなければなりません。

運転者台帳の必要事項の中には、「**道路交通法の違反または事故**」を記載する欄があります。福祉有償運送中の違反または事故だけでなく、日々の運転における「違反等」も含め、記載します。運転者全員に、違反や事故があった際は、運送者（団体）に報告するよう周知してください。また、運転者の「運転記録証明書」（参考：9ページ）等でも違反や事故を確認することが出来ます。

運送者（団体）は、運転者の状況を必ず管理してください。

また、**運転者を辞めた方の台帳**については、**運転者を辞めた日付及び理由を記載の上、辞めた日付から2年間保存**しなければなりません。

【運転者を辞めた人への対応について】

- ・福祉有償運送の活動時に提供していた書類や備品の回収を必ず行ってください。
（特に、個人情報を含む書類）
- ・以下のことを、必ず伝えてください。
 - ①実施団体の名前を使用した運送を行わない。
 - ②自家用車を使って、個人で利用者から運賃（対価）を得て運送することは違法である。

道路運送法

【無許可タクシー業等の禁止】

第79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

【違反の罰則】

第96条

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(3) 運行管理の責任者の選任等【道路運送法施行規則第五十一条の十七第一項】

運送者（団体）は、運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければなりません。

① 責任者の要件と選任する人数【道路運送法施行規則第五十一条の十七第二項】

5両以上の自動車を運行管理する事務所（以下、「特定事務所」という。）にあっては、事務所毎に、次の要件を備える運行管理の責任者を、自動車の数に応じて選任する必要があります。

運行管理の責任者の要件	選任する人数
国家資格たる運行管理者	5両以上39両まで1人、以降40両毎に1人
運行管理者試験の受験資格を有する者	5両以上19両まで1人、以降20両毎に1人
安全運転管理者等の要件を有する者	
実務経験1年以上+一般講習（旅客）受講者	

（注意）特定事務所における運行管理の責任者は、国土交通大臣が定める講習（運行管理者講習（一般講習・旅客））を2年ごとに受講しなければなりません。

② 運行管理の責任者の業務【道路運送法施行規則第五十一条の十七第三項】

運行管理責任者（やむを得ず不在とする場合は、代行者）は、次の業務を行わなければなりません。

① 運転者の要件を備えない者に自動車を運転させないこと
② 死者又は重傷者を生じた事故等を惹起した運転者や運転免許停止以上の処分を受けることとなった運転者に適性診断を受けさせること（※）
③ セダン型の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合は、一定の要件を備える乗務員の乗車なしに運転者の要件を備えない者に運転させないこと（※）
④ <u>乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対し、疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を対面により行うよう努め、その内容の記録、記録の1年間の保存</u>
⑤ 運転者に対し乗務記録を作成させ、その記録を1年間保存すること
⑥ 運転者台帳の作成及び事務所への据え置き
⑦ 事故の記録を作成し、その記録を2年間保存すること
⑧ その他福祉有償運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務
⑨ 運行に関する計画（1日の運転者・配車の計画等）
⑩ 長距離運転又は夜間運転の場合、交替運転者の配置
⑪ <u>運転前、運転終了後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録</u>
⑫ アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、アルコール検知器を使用し、運転者に対する酒気帯びの有無の確認（アルコール摂取の有無に関わらず、特定事務所においては運転者全員の確認が必要です。） ※ 令和5年12月1日からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴うアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等について（通達）（令和5年8月15日警察庁丁交企発第201号、丁交指発第93号））

乗務終了後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認は必要です。

※ 上記、②及び③の項目については、過去に行政処分等を受けた団体があります。

(4) 運行管理の責任者に課される講習について【道路運送法施行規則第五十一条の十八】

特定事務所にあつては、事務所毎に、要件を備える運行管理の責任者を選任する必要があり、選任された運行管理の責任者は、次の講習（一般講習・旅客）を2年ごとに受講しなければなりません。

講習について

○運行管理者講習（一般講習・旅客）

○国土交通大臣が認定する機関が実施（独立行政法人自動車事故対策機構の支所や指定を受けた民間団体

<https://www.nasva.go.jp/index.html>

※一般講習の旅客（バス、ハイ・タク）を受講してください。

講習が開催されない月やすでに予約で埋まっている場合もあります。

必ず受講できるよう、余裕をもって準備してください。

○法令や運行管理業務、事故防止についての内容（約5時間）

※ 事前予約が必要です。

開講スケジュールなど詳細は、各実施機関へ確認してください。

【受講のタイミング】 選任した日の属する年度の翌々年度、以後2年ごと

<<経過措置>>

- ① 令和4年3月31日までの間に選任された運行管理の責任者
→令和6年3月31日までに一般講習を受講（以後2年ごと）
- ② 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日までの間）に安全運転管理者の講習を受講した運行管理の責任者
→令和4年度に一般講習を受講したとみなし、令和7年3月31日までに一般講習を受講（以後2年ごと）

お知らせ

独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）では、基礎講習および一般講習に「eラーニング方式による運行管理等指導者講習（eナスバ）」を導入しました。

開催型の講習を受講することが難しい場合は、eラーニング方式の講習を受講してください。

申込期間や受講期間の詳細については、「ナスバ eラーニング」で検索し、ご確認ください。

<https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning.html#an01>

(5) その他（神奈川県警からの連絡事項）

- 令和4年10月1日付で、神奈川県内の自家用有償旅客運送者が選任する安全運転管理者の除外手続きを実施。（届出等は不要）
- 「安全運転管理者証」「副安全運転管理者証」は届出を行った警察署へ返納してください。

<<警察署への申し出・確認が必要な場合>>

- ① 自家用有償旅客運送以外の用途で一定台数以上の自動車を使用しており、引き続き安全運転管理者の選任義務が生じる場合
- ② 法令上の義務はないものの、引き続き安全運転管理者の選任を希望する場合

上記①②の場合、引き続き安全運転管理者等法定講習の受講通知を送付

➡同法定講習の受講義務が発生

（福祉有償の特定事務所として、一般講習の受講も必要です。）

上記①②以外の場合、タイミングの関係で受講通知書が届く可能性があります。

➡同法定講習の受講義務はありません。受講不可です。

資料

運転記録証明書について

自動車安全センター

Q
で検索

運転者、一人ひとりの過去5年・3年・1年間の交通事故・違反を証明するものです。

運転記録証明書を確認することによって、事故・違反を繰り返す者への指導の強化が可能になり、大事故に至る前に効果的な指導を行うことができます。

新規および更新申請時には、登録している運転者の運転記録証明書を提出していただきます。
(3年または5年間の運転記録証明書の提出が望ましいです。)

231-0005 横浜市中区本町六丁目50番地 横浜 太郎 様	整理番号 12345-6			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 現時点での * 行政処分の前歴回数 * 累積点数 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 交通事故の場合 * 年月日 * 内容 (事故の種別と原因) * 点数 </div> </div>				
運 記 明				
申請者	氏 名	横浜 太郎		
	生 年 月 日	昭和〇〇年〇月〇日		
	免許証番号	0 0 1 2 3 4		
証 明 事 項	行政処分の前歴	〇回	累積点数	〇点
	年 月 日	内 容		点 数
	〇〇年〇月〇日	安全運転義務違反 (軽傷事故)		8 点
	〇〇年〇月〇日	停止30日 (短縮 29日)		* *
	〇〇年〇月〇日	信号無視 (赤色等)		2 点
	〇〇年〇月〇日	速度超過 (15以上20未満) 指定		1 点
		以下余白		
備				
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 運転免許の行政処分があった場合 * 年月日 (処分がなれた日) * 内容 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 交通違反の場合 * 年月日 (違反を起こした日) * 内容 * 点数 (違反に伴う点数) </div> </div>				
令和〇年〇月〇日現在の 過去〇年間 の記録は、上記のとおりであることを証明します。				
令和〇年 〇月〇日 自動車安全運転センター 〇 〇 〇 事 務 所 長				

過去5年
 過去3年
 過去1年の3種類

4 事業者協力型自家用有償旅客運送について

令和2年11月の省令改正により、**運行管理や車両の整備管理**について一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー事業者）へ協力を依頼することができる「事業者協力型自家用有償旅客運送制度」が設立されました。

事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、事前に**運営協議会**で実施する旨の協議が必要です。

事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、横浜市健康福祉局福祉保健課にご相談ください。



- ・ 運送は、実施団体に登録をしている運転者及び車両で行う。
- ・ 利用者から収受する料金は、運営協議会で協議が調った福祉有償運送の料金。

- 運行管理の責任者が協力事業者の運行管理者である必要がある等、責任関係について処理方針において規定。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、登録の有効期間を原則5年とする。
- 事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の負担割合、実施主体と協力事業者の解決への協力、運行管理及び車両整備の方法等を明確にしておく必要があるため、受委託に関するガイドラインを定めて発出。

5 安全な運送の確保について

運送者（団体）は、安全な運送を行うために、下記の確認及び記録の作成をしなければなりません。

（１） 安全な運転のための確認等

【道路運送法施行規則第五十一条の二十二第一項から第三項】

運送者（団体）は、運転者に対して、乗務前及び乗務後に、疾病、疲労、飲酒等の確認、必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録し、その記録（参考様式第二号【安全な運転のための確認表】）を1年間保存しなければなりません。

運転者に対する確認、指示は、対面により行うよう努めましょう。また対面での確認が難しい場合は、電話により必要な確認・指示を確実に実施できる体制を整備することが必要です。

【よくある間違い】

- ①運送前日に予定の確認を行う際に、健康状態の確認をしている。
 - ➡当日の健康状態の確認が事故を防ぐために大切です。
- ②運送当日に運転者からメールを貰って確認している。
 - ➡メールでは、同じ内容で連絡することができてしまいます。顔色を見ること、声の調子なども健康状態の判断材料になります。

必ず、当日運送を開始する前および運送終了後に、運行管理責任者（不在の場合や対応できない場合は、代行者）が、対面または電話で確認を行い、記録をしてください。

（２） 乗務記録について【道路運送法施行規則第五十一条の二十二第四項】

運送者（団体）は、運転者ごとに、次の事項を記録（参考様式第ホ号【乗務記録】）させ、その記録を1年間保存しなければなりません。

イ. 運転者の氏名
ロ. 乗務した自動車の登録番号
ハ. 乗務の開始及び終了の地点、日時、主な経過地点、乗務した距離
ニ. 事故又は異常な状態が発生した場合には、その概要、原因

(3) 事故の場合の処置【道路運送法施行規則第五十一条の二十五第一項】

運送者（団体）は、事故が発生した場合に適切に対応するため、責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければなりません。

① 事故の記録【道路運送法施行規則第五十一条の二十五第二項】

事故が発生した場合は、次の事項を記録（参考様式第ト号【事故の記録】）し、その記録を事務所に2年間保存しなければなりません。

① 運転者の氏名
② 自動車登録番号その他の自動車を識別できる表示
③ 事故の発生日時
④ 事故の発生場所
⑤ 事故の当事者（運転者を除く）の氏名
⑥ 事故の概要（損害の程度を含む）
⑦ 事故の原因
⑧ 再発防止対策

②福祉有償移動サービス事故報告書（直ちに）【道路運送法第七十九条の十】

運送者（団体）は、運送中に人身事故、重大な物損事故、乗降介助中の事故が発生した場合、速やかに横浜市健康福祉局福祉保健課までご連絡ください。事故の状況等を確認させていただき、必要な場合は報告書の提出をお願いします。

<<横浜市役所開庁時間内の場合（平日：8：45～17：15）>>

【電話】045-671-3427

<<時間外や土日祝祭日の場合>>

【FAX】045-664-3622 【メール】kf-zai-ido@city.yokohama.jp

【よくある間違い】

介護事業所等の指定を受けている団体が、乗降介助中に事故が発生しているにもかかわらず、介護事業の所管課のみに事故報告を提出していたという事例がありました。

福祉有償運送（通院等乗降介助を含む）で発生した事故は、横浜市福祉有償移動サービス担当に必ず報告してください。

(4) 苦情について

① 苦情処理体制について【道路運送法施行規則第五十一条の三十第一項】

運送者（団体）は、苦情処理の体制（様式第6号）を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません。

② 苦情の記録【道路運送法施行規則第五十一条の三十第二項】

また、苦情の申し出を受け付けた場合には、次の事項を記録（参考様式第千号【苦情処理簿】）し、かつ、その記録を**1年間**保存しなければなりません。


① 苦情の内容
② 原因究明の結果
③ 苦情に対する弁明の内容
④ 改善措置
⑤ 苦情処理を担当した者

参 考

運転者の皆さんが、安全に福祉有償運送の活動を行う、年に一度、健康診断等の受診をお勧めします。

横浜市では、国民健康保険特定健康診査・横浜市健康診査を対象の方に無料で実施しています。（令和3年4月現在）

健診名	対象	費用	受診回数	受診方法	備考
国民健康保険特定健康診査	横浜市国民健康保険に加入している、 40歳～74歳の人	無料	年度内に1回	<u>健康診査実施医療機関に電話等で予約</u> 受診の際は、「特定健康診査受診券」、記入済の「問診票」、「国民健康保険証」を提示します。	対象者へは、特定健康診査受診券、問診票、実施機関一覧表を送付します。 4月2日以降に横浜市国民健康保険に加入した人などには送付されませんので、各区保険係での申請が必要です。
横浜市健康診査	横浜市在住の ①後期高齢者医療制度加入者 ②40歳以上の生活保護受給者 ③40歳以上の中国残留邦人支援給付制度適用の人			<u>健康診査実施医療機関に電話等で予約</u> 受診の際は、本人確認できるもの（保険者証等）を提示します。	介護保険が適用となる特別養護老人ホーム等に入所中の人で、その施設による健康管理を受けている場合は対象外です。

横浜市けんしん専用ダイヤル  6 6 4 - 2 6 0 6 fax 6 6 3 - 4 4 6 9

6 対価（料金）について

（1）基準【道路運送法施行規則第五十一条の十五】

- ①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められる
- ②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ③当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であること

かつ、運営協議会において協議が調っていることが必要とされています。（※1）

※1 対価については、各市町村で行っている運営協議会ごとで協議が必要です。

団体で同じ料金内容で活動する場合は、各協議会に同じ内容で申請を行い、協議を調べてください。また運送の区域の追加等で、新たに料金を変更や項目を追加した場合は、各運営協議会へ料金変更申請を行い、協議を調えることが必要です。自動的には変更されません。

料金を変更しようとする場合は、料金変更（案）を運営協議会に諮りますので、変更を検討する場合は、横浜市健康福祉局福祉保健課までご連絡ください。

【よくある間違い】

- ① 運営協議会に料金変更を諮らず、団体の総会等で料金変更を決定し、変更した料金で、利用者にサービスを提供していた。
→認められません。変更前に、運営協議会に料金変更（案）を提出してください。
「協議が調ったこと書類」が届いた時点から、新料金で運送を行えます。
それまでは、協議が調っている旧料金での運送となります。
- ② 複数の事業所を持っている団体（法人）で、事業所ごとに料金表の内容が異なる。
→料金の申請は団体（法人）単位です。各事業所で、個々の設定はできません。
直ちに、団体（法人）にご相談いただき。料金変更が必要な場合は、協議申請を提出してください。

(2) 対価の範囲 ※巻末の国通知資料をご参照ください。

対価は、運送サービスの提供に対するもの及び運送サービスに伴って行われる役務の提供や施設の利用率について利用者の負担を求めるもので、その範囲は次のとおりです。

① 運送の対価	運送サービスの利用に対する対価	
② 運送の対価 以外の対価	運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、次のようなものが考えられる。	
	イ 迎車回送料金	旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金
	ロ 待機料金	旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金
	ハ その他の料金	介助料、添乗料、ストレッチャー、車いす使用料等の設備使用料など

(3) 対価の設定方法 ※巻末の国通知資料をご参照ください。

①運送の対価

運送の対価は、原則として、次の中から選択します。

ただし、これらのいずれにもより難しい場合には、運営協議会の協議に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができます。

イ 距離制	原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するもので、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの
ロ 時間制	旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるもので、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの
ハ 定額制	旅客の運送に要した時間及び距離によらず、1回の利用ごとの対価を定めるもの又はあらかじめ利用者の利用区間ごとの対価を定めるもの

②運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、**それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めることが必要**です。

【目安】

イ	運送の対価は、タクシー運賃の約8割であること
ロ	運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること
ハ	均一制など定額制による運送の対価については、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと
ニ	距離制又は時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね1/2の範囲内であることただし、この場合は、迎車回送料金を併せて徴収してはなりません。

<<留意事項>>

運送者（団体）への入会金、年会費等は、団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則として、対価に含まれません。



注意

- ① 運送の対価を、運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価をイの水準に抑えるなどの操作は認められません。
- ② タクシー運賃の半額等、必要以上に対価が安いことを煽って利用者の募集を行ってはなりません。

【よくある間違い】

福祉有償運送は、個別輸送です。

複数の旅客（利用者）を輸送することはできません。

複数の旅客（利用者）を運送することが必要な場合は、運営協議会に諮る必要があります。

（４） 対価の公示等について

【道路運送法第七十九条の八第一項】【道路運送法施行規則第五十一条の十四】

実施団体は、旅客から収受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければなりません。

また料金変更申請の協議が調った場合も、事前に旅客に対して説明をしなければなりません。

道路運送法に基づく
協議・届出・報告等が必要な事項

	提出先
	横浜市福祉有償移動サービス運営協議会（事務局：横浜市） 横浜市
申請前に協議会の協議が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ●新規登録 ●更新登録 ●変更登録（運送の区域の拡大、旅客の範囲の拡大、事業者協力型自家用有償運送を行うか、または廃止）
変更前に協議会の協議が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ●利用料金の変更
30日以内に届出及び協議会に報告が必要な事項（軽微な事項の変更）（業務の廃止）	<ul style="list-style-type: none"> ●法人（事務所含む）の名称、住所、代表者の変更 ●車両の増車、減車 ●車両の種類の変更を伴う車両の入替 ※種類の変更がない車両入替の場合は報告不要 ●運送の区域の減少 ●旅客の範囲の縮小 ●業務の廃止
事故の報告	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉有償移動サービス事故報告（直ちに） <u>※人身事故、重大な物損事故、乗降介助中の事故の場合</u> ●自動車事故報告（遅滞なく） ※自動車の転覆、火災等の重大事故の場合
苦情に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ●苦情対応報告 ※制度に関わるもの、他の実施主体にも影響があるもの及び実施主体では対応困難なもの
輸送実績報告（毎年5月31日まで）	<ul style="list-style-type: none"> ●輸送実績報告書

1 変更登録申請について（運営協議会での協議が必要）

【道路運送法第七十九条の七】【道路運送法施行規則第五十一条の十一】

次を変更する場合は、変更登録申請が必要です。

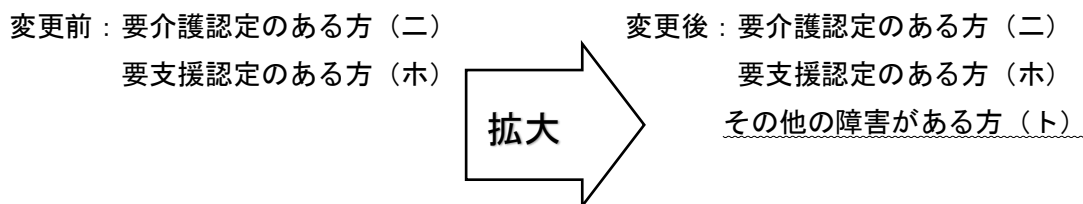
- 1 運送の区域の拡大又は変更（減少することとなる場合は除く。）
- 2 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別の変更
- 3 運送しようとする旅客の範囲（拡大する場合）

上記の項目については、運営協議会に諮る必要があります。

【よくある間違い】

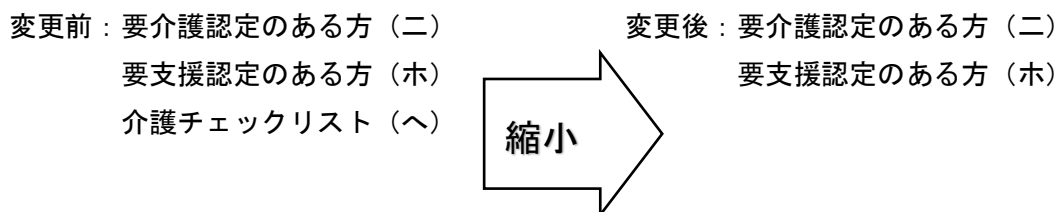
「3 運送しようとする旅客の範囲（拡大する場合）」は、特に注意が必要です。
登録されている旅客の要件（範囲）以外の利用希望があった場合は、直近で開催される運営協議に変更登録の協議依頼を提出する必要があります。

【例1】旅客の範囲の拡大（変更登録申請）



運営協議会で協議が調った後、新しい旅客の要件（範囲）が記載された登録証又は地域公共交通会議等において協議が調ったことが手元に届いてから、利用希望者の運送を開始することが出来ます。

【例2】旅客の範囲の縮小（軽微な変更届）



運営協議会での協議は不要ですが、
旅客の名簿に変更があった時は、届出が必要か確認してください。

- ① 実施団体として、その縮小した要件（区分）の利用者対応を取りやめる場合は、軽微事項変更届を届出する必要があります。
- ② 縮小した要件（区分）の利用者が、一時的に0人になった場合、引き続きその要件（区分）の利用者対応をする場合は、軽微事項変更届の届出は必要ありません。

2 軽微な事項の変更について【道路運送法施行規則第五十一条の十三】

次を変更した場合は、変更があった日付から 30 日以内に変更届の提出が必要になります。

- 1 法人（事務所を含む）の名称、住所、代表者の変更
- 2 車両の増車・減車
- 3 車両の種類の変更を伴う車両の入替
※種類の変更を伴わない車両の入替は報告不要
- 4 運送の区域の減少
- 5 旅客の範囲（縮小の場合に限る）
- 6 業務の廃止

【よくある間違い】

運転者の増減については、届出不要です。

車両の増減等で、運転者が変更になる場合も運転免許証等の添付書類は必要ありません。

団体に適正に取り扱ってください。

横浜様式 3

令和〇年 4 月 1 日

書類を提出する日を必ず記入してください。

横浜市長

名 称 特定非営利活動法人〇〇

住 所 横浜市中区港町 1 - 1

代表者氏名 横浜 太郎

自家用有償旅客運送変更登録申請書案の提出について

別添のとおり、自家用有償旅客運送変更登録申請書案を提出いたしますので、横浜市福祉有償移動サービス運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

《変更登録申請書② 記載例》

※福祉有償運送を実施する区域を拡大・旅客の範囲の拡大をする際の変更登録申請書です。
(区域の減少は様式が異なりますので御注意ください)

様式第2-3号

令和〇年4月1日

書類を提出する日を必ず記入してください。

名 称 特定非営利活動法人〇〇
住 所 横浜市中区港町1-1
代表者の氏名 横浜 太郎

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名
特定非営利活動法人〇〇
横浜市中区港町1-1
横浜 太郎

2. 登録番号
横浜市福第〇号

登録証に記載された登録番号を記入してください。
(平成27年12月以前に関東運輸支局で登録を行った場合は関神福第〇号)

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

横浜市で実施されている自家用有償旅客運送の種別は「福祉有償運送」のみであるため、変更の必要はありません。

4. 変更しようとする事項

(1) 運送の区域

新	旧
横浜市、川崎市	横浜市

「旧」…現行の運送の区域として登録している市町村を記入してください。
「新」…新たに拡大する予定の市町村を追加してください。

(2) 運送の種別

新	旧

横浜市で実施されている自家用有償旅客運送の種別は「福祉有償運送」のみであるため、変更の必要はありません。

(3) 事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別

新	〇〇タクシー
旧	なし

バスやタクシー事業者と委託契約（運行管理・車両整備の管理）を結んだ場合や契約する事業者を変更、介助した場合に記載をしてください。

(4) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合を除く）

	新	旧
身体障害者	○	○
精神障害者	○	○
知的障害者	○	○
要介護認定者	○	
要支援認定者	○	
基本チェックリスト該当者		
その他		

旅客の範囲を拡大する場合は、この変更登録申請が必要です。
運送する予定のある（拡大）旅客の範囲に○を記載してください。

行うものに○を付すものとする。

5. 変更予定期日

令和 ○ 年 5 月 1 日

《軽微な変更届① 記載例》

横浜様式 6

令和 ○ 年 4 月 1 日

横浜市長

書類を提出する日を必ず記入してください。

名 称 特定非営利活動法人○○
住 所 横浜市中区港町 1 - 1
代表者氏名 横浜 太郎

自家用有償旅客運送登録事項変更届出書の 提出について

自家用有償旅客運送に係る登録事項の変更につきまして、下記のとおり提出いたします。

1 変更しようとする内容

- 法人（事務所含む）の名称、住所、代表者の変更
- 運送の区域の減少
- 車両の増車、減車
- 車両の種類の変更を伴う車両の入替
- 旅客の範囲の変更（縮小する場合）
- 廃止

変更する内容を選択してください。

2 変更の理由

（ 移転のため、法人住所変更 ）

3 添付資料 変更にあ ります。

変更理由を具体的に記入してください

【例】

- ・持込運転者の退職のため、○台減車(車両ナンバー)
- ・利用者のニーズに対応するため、セダン等車両(持込・車両ナンバー)から車いす車(所有・車両ナンバー)へ車両の入替
- ・持込運転者が車両を入れ替えたため(軽自動車・車両ナンバー→普通自動車・車両ナンバー)

<<軽微な変更届② 記載例>>

様式第2-4号

令和〇年4月1日

※福祉有償運送の登録事項のうち、軽微な事項の変更登録申請書です。
(区域の拡大・旅客の範囲の拡大は様式が異なりますので御注意ください)

横浜市長 殿

書類を提出する日を必ず記入してください。

この様式は、国で定められている様式です。
記載する必要のない項目を削除等しないでください。

名 称 特定非営利活動法人〇〇
住 所 横浜市中区港町1-1
代表者の氏名 横浜 太郎

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

特定非営利活動法人〇〇
横浜市中区港町1-1
横浜 太郎

2. 登録番号

横浜市福第〇号

登録証に記載された登録番号を記入してください。
(平成27年12月以前に関東運輸支局で登録を行った場合は関神福第〇号)

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

横浜市中で実施されている自家用有償旅客運送の種別は「福祉有償運送」のみであるため、変更の必要はありません。

4. 変更した事項

(1) 名称、住所、代表者の氏名

法人の名称		
住 所		
代表者の氏名	横浜 太郎	福祉 次郎

変更する登録事項について、変更前と変更後の内容を記入してください。
変更がない項目については記入の必要はありません。

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(交通空白地有償運送又は特定有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

	横浜市中で実施されている自家用有償旅客運送の種別は「福祉有償運送」のみであるため、変更の必要はありません。	
--	---	--

--	--

(3) 運送の区域（減少した場合に限る）

		運 送 の 区 域
新	横浜市	区域の拡大の場合は、この届出書ではなく、様式2-3号による「自家用有償旅客運送の変更登録の申請」手続きが必要になります。
旧	横浜市、川崎市	

(4) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新	〇〇事業所	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
旧	〇〇事業所	横浜市鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
	△△事業所	横浜市神奈川区広台太田町 3-8

事務所名称や位置の変更のほか、事務所の増減等が発生した場合も変更を記入してください。

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)		車いす車 (軽)		兼用車 (軽)		回転シート車 (軽)		セダン等 (軽)		合 計 (軽)	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
〇〇事業所	所有	()	()	1	()	()	()	()	()	2	(1)	3	(1)
	持込	()	※	()	※	1	※	()	※	1	※	2	※
	合計	()	()	1	()	1	(1)	()	()	3	(1)	5	(2)
〇〇事業所	所有	()	()	1	()	()	()	()	()	1	()	2	()
	持込	()	※	()	※	1	※	()	※	1	※	2	※
	合計	()	()	1	()	1	(1)	()	()	2	()	4	(1)

「所有」…車両の使用者が申請団体の場合
「持込」…車両の使用者が申請団体以外（運転者個人等）の場合

縦軸と横軸の合計値も忘れずに記入してください

軽自動車については、() 内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記載すること

上段は、車両の総数
下段の()に、軽車両の台数

(6) 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る）

	新	旧
身体障害者	○	○
精神障害者	○	○
知的障害者	○	○
要介護認定者		○
要支援認定者		○
基本チェックリスト該当者		
その他		

行うものに○を付すものとする。

「旅客の名簿」に記載のある利用者の要件が変更（縮小）が発生した場合に旅客の範囲の変更届を提出してください。
範囲の拡大は、軽微な変更届では行えません。

(7) 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力事業者の氏名又は名称、住所

	新	旧
氏名又は名称	△△タクシー	○○タクシー
住所	横浜市中区××町○○	横浜市南区○○町××

運営協議会で、事業者協力型自家用有償旅客運送の実施について協議が調っている団体が、委託契約をする事業者の変更をする際は記載してください。

5. 変更をした日

令和○年3月10日

変更をした日付を記入してください。

軽微な事項を変更したときは、30日以内に届出を行う必要があります。

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書（軽微な事項の変更）に必要な添付書類一覧

変更届出内容	添付書類
法人の名称・住所・代表者の変更	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本（原本）、 <input type="checkbox"/> 役員名簿、 <input type="checkbox"/> 宣誓書（様式3）、 <input type="checkbox"/> 自家用旅客運送者登録証（原本） ※横浜市登録の団体のみ要提出。 （変更届受理後、変更後の内容の登録証を再発行します）
事務所の増設	<input type="checkbox"/> 運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣認定講習修了証等 <input type="checkbox"/> 車検証（写）または自動車検査証記録事項 <input type="checkbox"/> 任意保険（自動車保険）の保険証券の写し （対人：無制限、対物：1,000万以上） <input type="checkbox"/> 使用貸借契約書（写）【持込車】 <input type="checkbox"/> 運行管理責任者就任承諾書（新設する事務所分）、 <input type="checkbox"/> 運行管理の体制等を記載した書類（新設する事務所分） <input type="checkbox"/> 運行管理者資格証等（5両以上の車両を配置する事務所）
事務所の減少	添付書類はありません。 自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書（様式2-4）
車両の増車 種類の変更を伴う車両 の入替	<input type="checkbox"/> 有効期限の記載のある車検証（写）または自動車検査証記録事項 ※新たに使用する車のみ <input type="checkbox"/> 使用貸借契約書（写）（書式例2）※持込車のみ <input type="checkbox"/> 任意保険（自動車保険）の保険証券（写） 新たに使用する車のみ（対人：無制限、対物：1,000万以上）
運送の区域の減少	<input type="checkbox"/> 減少する区域に提出をした廃止届（写）、 <input type="checkbox"/> 自家用旅客運送者登録証（原本） ※横浜市登録の団体のみ要提出。 （変更届受理後、減少した内容の登録証を再発行します）
業務の廃止	<input type="checkbox"/> 自家用旅客運送者登録証（原本）

3 実績報告書の提出

毎年、前年度の実績報告書を5月31日までに提出してください。

複数の区域を登録している場合は、それぞれの運営協議会事務局への提出が必要となります。

- ※ 車両数や旅客の範囲など、届出している内容と相違がないか、確認をして下さい。
届出内容と相違がある場合は、速やかに変更届をご提出ください。

＜＜記載例＞＞

種別	交通空白地	福祉
----	-------	----

前年度の実績報告となります。

自家用有償旅客運送輸送実績報告書（令和2年度）

横浜市 あて

住所 横浜市中区港町1-1
 運送者名 特定非営利活動法人〇〇
 代表者名 横浜 太郎
 電話番号 (045)〇〇〇〇〇〇〇〇

登録を受けたすべての運送の区域の合計を記載してください

概況（令和●年3月31日現在）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
	横浜市	川崎市	
自家用有償旅客運送自動車数			
寝台車（両）	()	()	
車いす車（両）	2 (1)	1 (0)	2 (1)
兼用車（両）	()	()	()
回転シート車（両）	()	()	()
バス等（両）	3 (0)	()	(0)
合計（両）	()	()	()
路線（キロメートル）又は運送の区域	横浜市	川崎市	
運送する旅客の範囲及び数	イ： 10 人 ロ： 2 人 ハ： 人 ニ： 5 人 ホ： 4 人 ヘ： 人 ト： 1 人	イ： 3 人 ロ： 人 ハ： 人 ニ： 人 ホ： 人 ヘ： 人 ト： 人	イ： 13 人 ロ： 2 人 ハ： 人 ニ： 5 人 ホ： 4 人 ヘ： 人 ト： 1 人

運送の区域は、運営協議会（協議が調った市町村）ごとに記載してください

運送区域ごとの車両の内訳。記載方法：車両数（うち軽自動車の数）

3月31日現在、旅客名簿に登録されている利用者の要件ごとの人数

輸送実績（前年4月1日から本年3月31日）

記載欄が足りない場合は、必要に応じて別紙などに必要事項を記入してください

	指定都道府県等の区域内		全 国
	横浜市		
走行キロ（キロメートル）	1,000		
輸送人員（人）又は運送回数（回）	100		
運送収入（千円）	500		

運送回数を記載してください。※輸送人員の記載は必要ありません

事故件数（前年4月1日から本年3月31日まで）

	管轄区域内又は指定都道府県等の区域内		全 国
	横浜市		
交通事故件数	0		
重大事故件数	0		
死者数	0		
負傷者数	0		

- 備考
- 1 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
 - 2 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸管理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について記載すること。
 - 3 全国の欄にあつては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
 - 4 自家用有償旅客運送自動車数の欄の（ ）には、軽自動車数を記載すること。
 - 5 運送する旅客の範囲及び数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
 - 6 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあっては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあっては運送回数を記載すること。
 - 7 交通事故とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
 - 8 重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条の事故をいう。

4 その他

●駐車禁止除外・駐車許可申請手続きについて（神奈川県警察）

（神奈川県警察ホームページ）

<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesf4051.htm#no2>

【事業所用】

【対象】

駐車禁止除外の対象となるのは、原則的に公共性が高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用する車両が対象となります。

【標章の交付対象となる車両】

道路運送車両法（昭和26年法律第185）に基づく登録を受けた患者輸送車又は車いす移動車による現に歩行が困難な者の輸送のため使用中の車両。

【申請に必要な書類（すべて1通）】

a 駐車禁止除外車両指定申請書（第1号様式の5）

→ 申請書は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

b 申請車両の自動車検査証（原動機付き自転車標識交付証明書その他所有する車両であることを証明する書面を含む。）の写し → **法人所有車**の車検証または自動車検査証記録事項

※車検証または自動車検査証記録事項に記載されている「車体の形状」が**車いす移動車・患者輸送車**。箱型やステーションワゴンは不可

c 申請車両を主として運転する者の運転免許証の写し → 代表で1名

d 前記の「対象となる車両」に該当することを証明する疎明書面（委託契約書、公官庁の発行する業務の指定書、許可書、通知書、医師免許等の写し） → 福祉有償運送の登録証の写し

e 当該車両が対象となる用務に使用することを証明する疎明資料（用務の内容、方法、実績、理由書等） → **事業所のパンフレットを持参すること**

※疎明書面及び疎明資料については、証明する内容が重複するものを省略することができます。

【申請の注意事項】

（1）更新の場合には、旧標章を窓口で確認しますので持参してください。また、新しい標章を受け取る際は、**旧標章との交換、返納となります。**

（2）更新申請は、除外標章の有効期間が満了する日の**1か月前から申請することができます。**

（3）申請の添付資料（複写）については、用紙の大きさは問いませんが、縮小複写して内容が確認できないことのないように、複写倍率は、等倍以上でお願いします。

【申請・お問い合わせ窓口】

最寄りの警察署の交通課又は警察本部駐車対策課

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

参考様式

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人〇〇

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1	横浜〇〇あ1234	5名	特定非営利活動法人〇〇	横浜 太郎	
2	横浜〇〇う4567	8名	福祉 次郎	福祉 次郎	
3					
4	福祉有償運送に使用する車両の一覧です。 使用してる車両について、車検証を見ながら、 必要事項を記載してください。				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 特定非営利活動法人〇〇

番号	氏名	住所	免許区分	免許の種類	備考
1	横浜 太郎	横浜市中区港町1-1	大型	2種	ヘルパー2級
2	横浜 花子	横浜市中区港町1-1	普通	1種	運転者講習 セダン等講
3					
4					
5	<p>運転者として登録をしている方の一覧です。 備考欄に運転者の要件を記載していると、運転者台帳との整合性が 取れます。</p>				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

特定非営利活動法人〇〇

【イ】身体障害者		人 数	【ニ】要介護認定者		人 数
6 級		1	要 介 護 1		1
			要 介 護 2		5
			要 介 護 3		2
3 級			要 介 護 4		
2 級		4	要 介 護 5		
1 級			合 計		8
合 計		7	【ホ】要支援認定者		人 数
			要 支 援 1		1
			要 支 援 2		
			合 計		1
【ロ】精神			【ヘ】基本チェックリスト該当者		人 数
		1			1
			合 計		1
合 計		1	【ト】その他の障害を有する者		人 数
			肢 体 不 自 由		1
			内 部 障 害		
			知的障害 (認定者を除く)		1
			精神障害 (認定者を除く)		
			そ の 他		
			合 計		2
			合 計		25人
総合計					(重複: 2人)

旅客名簿に記載されている利用者について、利用者の要件ごとに人数を記載する書類です。
参考様式第八号: 旅客の名簿の内容と、この書類があつているかを届出時には確認します。

ホ: 要支援認定者
ヘ: 基本チェックリスト該当者
ト: その他
に該当する利用者には、福祉有償運送を利用する理由(身体状況等)を確認します。
旅客名簿の備考欄に記載するか、別紙に記載をし、団体内で適切に保存をしてください。

旅 客 の 名 簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称 **特定非営利活動法人〇〇**

番号	氏 名	住 所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1	横浜 ○子	横浜市中区〇〇町×	R3. 4. 1	○							1級
2	横浜 △子	横浜市神奈川区〇〇町	R3. 4. 1			○					A1
3	福祉 □助	横浜市南区〇〇町×	R3. 4. 1		○						3級
4	福祉 ◇男	横浜市港南区〇〇町×	R3. 4. 1					○			支1
5	横福 ○之介	横浜市中区△町×	R3. 5. 15				○				介3
6	福保 △江	横浜市南区□□町×	R3. 6. 1							○	肢体不自由
7	横浜 □美	横浜市中区〇〇町×-×	R3. 6. 1							○	別紙
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

【ホ】要支援認定者
 要支援認定を持っている利用者については、介護認定の通知書の確認および身体状況の確認を必ず行ってください。身体状況については、別紙に記載するなどして、団体内で保存してください。更新時や変更登録の書類提出時に、利用者の身体状況の確認をします。

【ヘ】介護チェックリスト
 に該当する利用者については、チェックリストの作成・保存と共に、利用者の身体状況を必ず確認し、別紙等に記載し、保存してください。また更新や変更登録申請時にチェックリストおよび別紙の提出を求めることがあります。

令和2年11月27日付け省令改正に伴い、福祉有償運送の処理方針の変更がありました。今後は、左記の利用者要件となりますので、ご注意ください。

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

安全な運転のための確認表

保存期間は1年で

令和〇年〇月〇〇日

番号	運転者等氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合の 具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1	福祉 一郎	乗務前	9:00	<input checked="" type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	利用者宅付近は道が狭い 為。歩行者には十分注意す ること		横浜 花子
		乗務後	16:30	<input type="checkbox"/> 対面 <input checked="" type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input checked="" type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			港 次郎
2		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	運行管理の責任者または代行 者が確認を実施してください。 (参照:〇ページ「イ 運行管理		
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
3		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
4		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
5		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

運転者ごとに確認を実施し、内容及び指示を記載

運送前、運送後の確認を実施し

運転者に対する体調等の確認・指示は対面で行うよう努める必要があります。対面で行うことが出来ない場合は、

運行管理の責任者または代行者が確認を実施してください。(参照:〇ページ「イ 運行管理

<<記載例>>

乗務記録

運転者ごとに記録をしてください。

日付	令和〇年〇月〇日
運転者名	福祉 太郎
自動車登録番号	横浜123 〇 4567

保存期間は1年間です

	会員名	付添人	発地	主な経過地	着地	運送に要した時間及び距離			収受した対価
						開始	終了	乗務距離	
1	横浜 花子	1人	自宅	(〇病院)	自宅	9:00	10:30	3 km	1,250円
2	健康 一郎	0人	施設	()	自宅	12:00	13:00	1.5km	600円
3		人							円
4		人							円
5		人		()		:	:		円
6		人		()		:	:		円
7		人		()		:	:		円
8		人		()		:	:		円
9		人		()		:	:		円
10		人		()		:	:		円
11		人		()		:	:		円
12		人		()		:	:		円
13		人		()		:	:		円
計	2人	1人						4.5km	1,850円

運転者ごとにその日1日に送迎をした旅客の名前、経路、時間、距離、対価を記入してください。

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因

保存期間は常用(2年間)です

自家用有償旅客運送者の名称	特定非営利活動法人〇〇
作成番号	1
作成年月日	令和〇年〇月〇日

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者となった日	そ の 他
健康 一郎	昭和〇年〇月〇日	令和〇年×月△日	
住 所	横浜市●区●●町1234		

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
第1234567890号	令和〇〇年〇月〇日	昭和〇〇年〇月〇日	普通(中型) 1種
免許の条件			
眼鏡等			

講 習 等 の 受 講 歴

1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習(運転者講習)等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
〇年 〇月 〇日	福祉有償運送運転者講習	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

運転免許証が1種の場合は運転者講習等が必要です。

セダン型の車両を運転する場合は、セダン等運転者講習や介護福祉士、訪問介護員の資格、ケア輸送サービス従事者研修を修了していること、いずれかが必要です。

2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無

受 講 年 月 日	講 習 等 の	備 考
〇年 〇月 〇日	セダン等運転者講習	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

事故歴や免許の状態を記載する欄です。福祉有償の運送中に限らず、日々の運転における違反等を含め、記載します。また免許停止になった場合は、適性診断の受診が必要となります。適性診断を受診した場合は、右記の「適性診断の受診等に、受診した内容を記載してください。

年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)
令和2年〇月〇日	放置駐車違反駐車禁止場所等 2点	令和〇年〇月〇日
令和2年〇月〇日	指定場所一時不停止等 2点	独立行政法人自動車事故対策機構
令和2年〇月〇日	信号無視(赤色盗、点滅) 2点	一般診断受診

運転者でなくなった場合には、運転者台帳にその年月日及び理由を記載し、2年間保存しなければなりません。

健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由
良好		

<<記載例>>

保存期間は2年間で

作成年月日 令和〇年〇月〇日

事故の記録

事務所名 特定非営利活動法人〇〇

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)
福祉 太郎	横浜123〇4567	令和〇年〇月〇日 〇時ごろ	〇〇施設 送迎バス 横浜000〇×××

事故の発生場所

横浜市△区△△町××× 〇〇施設付近

具体的に事故の概要・原因・再発法施策を記載してください。

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

〇〇施設へ送迎時、施設敷地内の最上階駐車場入り口を入ろうとした際に施設所有の車と遭遇した。施設の車に道を譲るために上り坂直線部分停止線までバックし停車した。発進しようとしたところ車両が後ずさりをはじめ、ブレーキが十分に効かなかったためギアをパーキングに入れ、サイドブレーキをかけたが止まりきれなかった。停車をしていた施設車両の右後部側面に接触。

事故の原因

坂道で停止していた間、ギアをニュートラルにしていたため発進時に坂道を下ってしまったと思われる。

再発防止対策

坂道での停車時は落ち着いてギアを確認し、発進時にも十分に注意、確認を行う。

団体内でこの情報を共有し、再発防止と事故対応について再確認を行う。

苦 情 処 理 簿

保存期間は1年間です

事務所名 特定非営利活動法人〇〇

受付者 福祉 太郎

申告者	申告者	横浜 花子
	住所	横浜市▲区▲▲町123-4
	連絡先	(045) 〇〇〇-××××
(申告内容)		
【例】明細と事前に聞いていた利用料金と相違がある。		
<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 申告内容や改善措置などは具体的に記載してください。 </div>		
(原因究明の結果)		処理担当者：健康 一郎
【例】事前説明時にその他の費用について、利用者への説明が不十分であった。		
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：保健 二郎
【例】事前説明時に料金表を見ながら全体の料金の説明を行った。		
(改善措置)		処理担当者：(管理者) 〇〇 〇子
【例】今後は料金表とあわせて利用明細を利用者に丁寧に説明していく。		
また事務所内で意見交換をし、今後このようなことの内容にマニュアルを作成する。		

<<記載例>>

記入日: 令和〇年4月15日

氏名	横浜 〇子	住所	横浜市中区〇〇町×	生年月日	昭和〇年〇月〇日
希望するサービス内容					
No.	質問項目			回答: いずれかに0をお付けください	
1	バスや電車で1人で外出していますか			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか (聞き取り: 週末に家族に連れて行ってもらっている)			<input checked="" type="radio"/> 0. はい	1. いいえ
3	預貯金のおし入れをしていますか (聞き取り: 家族に管理してもらっている)			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか (聞き取り: ひとりでの歩行が難しいので行けない)			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか			<input checked="" type="radio"/> 0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか (聞き取り: 必ず手すりを持つようにしている)			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
8	15分位続けて歩いていますか (聞き取り: 玄関まえに行くのも、つらい時がある)			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか			<input checked="" type="radio"/> 1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか			<input checked="" type="radio"/> 1. はい	0. いいえ
11	6ヶ月間で2~3回歩行している			1. はい	0. いいえ
12	身長				
13	半年前に比べて固い			1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でむせ			1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になります			1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか (聞き取り: 出かけた気持ちはある)			0. はい	<input checked="" type="radio"/> 1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか			<input checked="" type="radio"/> 1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか			1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか			0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか			1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない			1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんで歩いている			1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽しんで歩いていた			1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立っていると感じる			1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れによる感じがする			1. はい	0. いいえ

【へ】介護チェックリスト
歩行に関する項目をチェックしてください。このチェック表に該当があり、おひとりでタクシーを含む公共交通機関を利用できない方が、福祉有償運送の利用対象者となります。身体状況の確認に必要な聞き取りも行ってください。聞き取り内容や身体状況は、余白や別紙に記載し、管理してください。
 このチェック表および利用者の身体状況の確認については、更新や変更登録申請時に提出を求めることがあります。

網掛した部分は、歩行に関する項目ではありませんが、利用者の身体状況や生活状況を知るために、確認をしていただくことも大切です。

資 料

- 1 自家用有償旅客運送についてよくある質問
- 2 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて

自家用有償旅客運送についてよくあるご質問

自家用有償旅客運送に関して、全国の運輸局・運輸支局の相談窓口などに寄せられたご質問やご意見等を、Q & A形式でまとめました。なお、特に記述がない場合は、福祉有償運送に対するものです。

1. 登録について

Q 1. 会員が増えました。どのような手続きが必要になりますか。また、運営協議会等の協議は必要ですか。

A 1. 会員の数が増えただけであれば、手続きは不要です。

しかし、旅客の範囲（①身体障害者、②精神障害者、③知的障害者、④要介護者、⑤要支援者、⑥基本チェックリスト該当者、⑦その他肢体不自由者・内部障害者など）の区分が増える場合（例えば、従前は、要介護者だけだったが、新たに身体障害者も会員になった）は、「変更登録」が必要となります。

また、②、③、⑤、⑥又は⑦の方が新たに会員となっている場合には、運送の対象とすることの妥当性等について、更新登録等の際に運営協議会で確認することとなっていますので、移動制約の状況等について説明等が必要となります。

Q 2. 使用する車両を増やしたいと考えています。どのような手続きが必要になりますか。また、運営協議会等の協議は必要ですか。

A 2. 「軽微な事項の変更の届出」が必要となります。また、増車に伴い当該事務所で管理する車両が5両以上になる場合は、運行管理の責任者は、安全運転管理者等の要件を備えることが必要となります。

さらに、福祉自動車以外の自動車（セダン型）を使用して福祉有償運送を行うこととなる場合は、運転者その他の乗務員に訪問介護員等の必要な要件を備えさせることが必要となります。

また、運営協議会等によっては、使用する車両を確認することとなっていますので、運営協議会等への報告等が必要となる場合があります。

Q 3. 使用する車両を変更したいと考えています。車両数の総計は変わらないのですが、どのような手続きが必要になりますか。また、運営協議会等の協議は必要ですか。

A 3. 例えば、車いす車からセダン型へ変更するというように、車両の種類が代わる場合には「軽微な事項の変更の届出」が必要となりますが、同じ種類の車両の変

更であれば、届出は不要です。

なお、福祉自動車以外の自動車（セダン型）を使用して福祉有償運送を行うこととなる場合の取扱いや運営協議会等への報告については、上記A 2. のとおりです。

Q 4. 役員を変更しました。どのような手続きが必要になりますか。

A 4. 代表者を変更した場合は、「軽微な事項の変更の届出」が必要となり、添付書類として「役員の名簿」、「役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書」が必要となります。代表者以外の役員の変更であれば、手続きは不要です。

Q 5. 軽微な事項の変更として、届出が必要なものには、どのようなものがありますか。

A 5. 登録後に、軽微な事項の変更として届出が必要なものは、次の7項目になります。これらの事項に変更があった場合は、変更後30日以内に、運輸支局長へ届け出て下さい。なお、提出書類は、「自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書」のほか、添付書類として「登録証」、変更事項に関する書類が必要となります。

- ① 団体の名称、住所、代表者の氏名（上記Q 4. 参照）
- ② 自家用有償旅客運送の種別（減らす場合のみ）
- ③ 路線又は運送の区域（減少の場合のみ）
- ④ 事務所の名称、位置
- ⑤ 事務所ごとの配置車両の数及びその種類ごとの数（上記Q 2. 参照）
- ⑥ 運送しようとする旅客の範囲（減らす場合のみ）（上記Q 1. 参照）
- ⑦ 事業者協力型自家用有償旅客運送に協力する事業者の名称、住所

2. 運送の区域について

Q 1. 運送しようとする会員が複数の市町村に居住しているのですが、運送の区域を一つの市町村を超えた広域的な運送の区域として設定することはできますか。

A 1. 運送の区域については、原則、運営協議会等を管轄する市町村又は都道府県の区域のうち協議により定められた区域とするものとされていますが、運営協議会等を複数の市町村又は都道府県単位で開催することも可能になっており、この場合、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲であって、一つの市町村を超えた広域的な運送の区域を設定することは可能です。

Q 2. 交通空白地有償運送は、過疎地域自立促進特別措置法における「過疎地域」の要件を満たしていない地域でも可能ですか。

A 2. 交通空白地有償運送の対象地域は、過疎地域自立促進特別措置法における過疎地域その他交通が著しく不便な地域とされており、運営協議会等において、過疎地域に類する地域であると認められた場合には、当該地域において運送することは可能です。

Q 3. 交通空白地有償運送の登録後に、自治体の合併がありました。新しい自治体の運営協議会等で、改めて交通空白地有償運送の必要性等について協議する必要がありますか。

A 3. 運送の実態が自治体の合併前と変わらない場合は、改めて協議する必要はありません。なお、自治体の合併が行われた場合であっても、運送の区域は、合併前の範囲に限られます。

3. 旅客の範囲について

Q 1. 運送者の会員名簿に運送の区域以外の住民が載っていますが、問題はありますか。

A 1. 会員の住所についての制限はありません。ただし、運送の発地または着地のいずれかが、運送の区域内にあることが必要です。本件は、運送の区域外の住民を、運送の区域内にある病院や施設等に運送するものと考えられます。

Q 2. 複数乗車（1回の運行で複数の旅客を運送すること）について、透析患者、知的障害者、精神障害者を輸送する場合以外でも認められますか。

A 2. 複数乗車は、通達で例示されている透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎以外でも認められます。各地の運営協議会等で認められた複数乗車の例としては、次のようなものがあります。

- ① 同一町内の身体障害者、要介護認定を受けている者等が、同一の病院へ通院する場合の輸送
- ② 複数の障害児を、同一施設から同一病院までの輸送
- ③ 身体障害者の社会復帰を目的とする外出、日常生活（買物等）のための輸送
- ④ 特別支援学校（旧：養護学校）への送迎と施設間の輸送
- ⑤ 身体障害者養護施設の入居者が、コンサート鑑賞に行くための会場への輸送
- ⑥ 同居親族の会員の、乗車地・目的地が同一である場合の輸送
- ⑦ 障害者支援施設における、障害者自立支援法施行前のデイサービス、短期入所、日中預かり等に相当する、日中一時支援事業に伴う輸送

なお、複数乗車は、運営協議会等で必要性が認められた場合に限りて運送するこ

とができるとされていますので、上記と同様の態様であれば必ず認められるというものではありません。

Q 3. 運送しようとする会員に要支援者とその他の障害者はいないのですが、登録を受ける場合、その区分を含めて申請することはできますか。

A 3. 福祉有償運送の必要性については、身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者及びその他の障害者の区分ごとに、旅客の障害の状況等の態様を踏まえて判断することが必要であるため、申請日において該当する者がいない区分は申請することができません。なお、登録後、区分を追加するため旅客の範囲を変更する場合は、変更登録が必要です。(登録の手続きは、1. Q 1. 参照)

4. 運送の対価について

Q 1. 運送の対価を値上げする場合、どのような手続が必要ですか。

A 1. 運営協議会等に諮り、協議を調えることが必要となります。

Q 2. 現行の運送の対価の他に、ガソリン代を利用者から收受し、持込み車両の運転者へ支払うことにしたいのですが、運営協議会等で協議を調えることが必要ですか。

A 2. 運送の対価には、通常、ガソリン代も含まれていますので、新たにガソリン代を收受するのであれば、運送の対価の変更ということになり、運営協議会等で協議を調える必要があります。

なお、ガソリン代を含め、運送の対価は、すべて団体の運送収入として計上し、その中から運転者へ支払うようにして下さい。

Q 3. 時間制による運送の対価に加えて、迎車回送料金（車両を乗車地点まで回送する料金）を設定することはできますか。また、時間制の対価の起算点を旅客の乗車時ではなく、出庫時とすることはできますか。

A 3. いずれも、運営協議会等の協議が調べば可能です。ただし、タクシーの時間制運賃の初乗運賃には、平均的な迎車回送料金の相当分が含まれていますので、タクシー運賃の概ね1/2以内であるかどうかを判断する際には、時間制の運送の対価に迎車回送料金を加えて比較する必要があります。

なお、時間制の運送の対価の起算点を出庫時とし、さらに迎車回送料金も收受することは認められません。

Q 4. 運送の対価を「タクシー運賃の概ね1/2」に設定すると、赤字で活動を継続で

きなくなってしまうのですが、どうすればよいでしょうか。

A 4. 運送の対価については、実費の範囲内であること、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であること、などが求められており、「タクシー運賃の概ね1/2」とは、運送の対価の目安として示されているものです。

このため、タクシー運賃の1/2を超えるものを設定することについて、運営協議会等において関係者に状況を説明し、協議を調べて運送の対価を変更するということが可能です。

なお、旅客から収受する対価については、運送の対価と運送の対価以外の対価に区分して定められていますが、これは、運送の対価を運送の対価以外の名目で収受することにより、運送の対価の水準を、タクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であるとするような操作を防止するためです。

Q 5. 運送者が複数の運営協議会等に関わっている場合、運送の対価は、運営協議会等ごとに異なってもよいのですか。

A 5. 運送の対価は、タクシー運賃の概ね1/2以内を目安とするとされており、各運営協議会等で協議するものですので、運営協議会等ごとに異なっても問題ありません。

なお、運営協議会等内に複数の運送者がいる場合、運営協議会等で運送者の個別の状況を考慮した上で対価を設定することとなりますので、同一の運送の対価であることは求めておりません。

5. 事業者協力型自家用有償旅客運送について

Q 1. 事業者協力型自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者が何を協力するのですか。

A 1. 事業者協力型自家用有償旅客運送でバス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理及び車両の整備管理です。運送主体である市町村やNPO法人等から委託を受ける等により、実際に、協力するバス・タクシー事業者の運行管理者等が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要があります。

Q 2. 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合、どのような手続きが必要ですか。

また、運営協議会等の協議は必要ですか。

A 2. 「変更登録」が必要になります。また、事業者協力型自家用有償旅客運送を行うことについて（既に事業者協力型自家用有償旅客運送を行っている場合で、事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととするときを含む。）、運営協議会等で協議を調えることが必要です。

6. 運行管理の責任者について

Q 1. 「運行管理の体制等を記載した書類（様式第6号）」に記載する、運送に係る責任者、運行管理の責任者、整備管理の責任者、運転者、事故対応者、苦情処理責任者、苦情処理担当者は、兼務することができますか。

A 1. 輸送の安全や利用者利便を確保するため、それぞれ、専門の要員を置くことが望ましいのですが、それが困難な場合には兼務することは可能です。

ただし、運行管理の責任者が運転者となる場合は、予め選任されている運行管理の責任者の代行者が安全な運転のための確認を行うことにより、運行管理を確実に行うことが必要です。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力するバス・タクシー事業者の運行管理者を運行管理の責任者として選任する必要があります。

Q 2. 運行管理の責任者を2名選任することが必要になり、安全運転管理者を運行管理の責任者として選任しようとしています。警察署からは、複数の安全運転管理者の届出は受理できないといわれています。どうすればよいでしょうか。

A 2. 運行管理の責任者の要件に、安全運転管理者の要件を備える者とありますが、安全運転管理者は、1事業所に1名とされていますので、1事業所で複数の安全運転管理者を選任することはできません。しかし、運行管理の責任者は、安全運転管理者の要件を満たしていれば選任できます。このため、安全運転管理者の要件を満たしていることの確認書等により、運行管理の責任者として認められます。

Q 3. 運行管理の責任者の変更があった場合には、どのような手続が必要になりますか。

A 3. 届出は必要ありません。ただし、新しい運行管理の責任者が必要な要件を満たしているかどうか、次回の更新登録等の際に確認することになります。

Q 4. バスやタクシー事業の運行管理者には、法令上、研修が義務付けられていますが、運行管理の責任者に対する研修の義務付けはありますか。

A 4. 運行管理の責任者については、自動車運送事業の運行管理者と異なり、法令上、研修の義務付けはありません。しかしながら、運行管理が適確に行われるよう、運送者において適切な対応をお願いします。

Q 5. 運行の委託を行う場合、運行管理の責任者の選任はどのようにすればよいですか。

A 5. 運行の委託先に運行管理の責任者として必要な要件を備えた者を配置し、その者を運行管理の責任者として選任する必要があります。市町村やNPO法人等の運送主

体は、委託に係る事業が適切に行われるよう措置する必要があります。

7. 整備管理の責任者について

Q. 整備管理の責任者には、どのような資格が必要ですか。

A. 自家用有償旅客運送の整備管理の責任者については、自動車の点検及び整備に関する知識や技術を有することが望まれますが、特段の資格は求めていません。ただし、使用する車両の乗車定員や台数によっては、道路運送車両法第50条の規定により整備管理者の選任が必要になる場合があります。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力するバス・タクシー事業者において、整備管理の責任者を選任する必要があります。

8. 運転者について

Q 1. 運転者の要件として、運転免許取得後2年間の運転経験は必要ですか。

A 1. 運転者の要件については、二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は、一種免許を受けており、かつ、その効力が選任される日から遡って過去2年以内において停止されていない者などとされていますが、運転経験を求めるものではありません。

Q 2. 運転者が運転免許停止処分を受けた場合、その後2年間は運転できなくなるのでしょうか。

A 2. 運転者が運転免許停止以上の処分を受けた場合や、死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした場合は、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除されれば、再び運転することが可能です。

Q 3. 運転者の要件にある運転者講習を受けたいのですが、県内では国土交通大臣認定の運転者講習が実施されていません。どうすればよいのでしょうか。

A 3. 近隣の都道府県での受講をお願いします。運輸局・運輸支局では、近隣の講習実施団体に、講習会の開催状況や、出張による講習の可能性などについても照会等を行いますのでご相談下さい。

また、国土交通省の自家用有償旅客運送ウェブサイト上にも、大臣認定の講習実施機関一覧を掲載していますのでご覧下さい。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

Q 4. 運転者の要件の一つとして、社団法人全国乗用自動車連合会等が行う「ケア輸送

サービス従事者研修を修了した者」とありますが、平成18年10月の改正道路運送法施行前に修了したものでもよいのですか。

A 4. 改正道路運送法施行前に修了したものでも、運転者の要件を満たしていると認められます。

9. 車両について

Q 1. 福祉有償運送において、使用する車両に制限はありますか。

A 1. 福祉有償運送で使用できる車両は、乗車定員11人未満のもので、寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車などの福祉自動車及びセダン型とされています。

ただし、セダン型自動車を使用して福祉有償運送を行うこととなる場合は、運転者その他の乗務員に訪問介護員等の必要な要件を備えさせることが必要になります。

Q 2. ボランティア運転者が車両を自家用有償旅客運送に持込んで使用することはできますか。

A 2. 地域資源の活用の観点で、ボランティア個人や地元企業、教育機関等が車検証上の使用者となっている車両を、変更登録手続きをせずに自家用有償旅客運送に持込んで使用することが可能です。こうしたいわゆる持込み車両については、自家用有償旅客運送を実施する間は、実施主体がその自動車の使用権原を有していることが必要です。自動車の使用者との使用承諾書等をかわすこととなります。

Q 3. 運送事業者に運行委託を行っている場合、委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込んで使用することはできますか。

A 3. 自家用有償旅客運送は自家用車を用いて運送を行うことが原則ですが、運送事業者に運行を委託する場合は、必要に応じて当該運送事業者が保有する事業用自動車を持込んで使用することも可能です。この場合もA 2.と同様に、自家用有償旅客運送を実施する間は、実施主体がその自動車の使用権原を有していることが必要です。また、当該運送事業者の運行計画や事業計画に支障がないように配慮することも必要です。

10. 運営協議会等について

(1) 構成員

Q. 運営協議会等の構成員については、法令に掲げられていますが、地域に該当する人がいない場合は、どうすればよいでしょうか。

A. 地域に選出すべき構成員がないときは、省略しても構いません。

(2) 協議の内容

Q 1. 運営協議会等の設置要綱に、「協議が調った状態でなくなったこと」に関する協議事項がないのですが、法令上、問題はありますか。

A 1. 運営協議会等において、「協議が調った状態でなくなったこと」を協議事項として、特に、定める必要がないと判断されたのであれば、問題ありません。

Q 2. 登録団体の活動状況について、運営協議会等が定期的に報告を求めている事例はありますか。

A 2. 登録団体から活動報告を定期的に求めて、運営協議会等を開催している事例はあります。活動報告も踏まえて、地域における福祉運送のあり方等について、関係者で積極的に議論していくことが重要と考えています。

Q 3. 登録の更新時にも、運営協議会等において、自家用有償旅客運送の運送サービスの必要性などの協議が要件とされていますが、この要件を設けているのはなぜですか。

A 3. 自家用有償旅客運送においては、輸送における安全及び旅客の利便の確保に必要と考えられる措置を求めており、これらの措置が適切に、継続的に講じられているかを定期的にチェックする必要があるためです。また、登録後の地域の状況の変化等を踏まえ、自家用有償旅客運送の必要性についても定期的にチェックする必要があるためです。

(3) 協議の方法

Q. 運営協議会等における協議の方法について、全会一致や多数決など、決まりはありますか。

A. 議決方法についての決まりはありませんので、運営協議会等で事前に定めておく必要があります。なお、協議に当たっては、地域における移動制約者に対する運送サービスのあり方について十分に議論を尽くすことが重要です。また、法令等においては、特段全会一致の議決を求めているものではありません。

1 1. 登録又は許可の必要性について

Q 1. 地域の助け合い活動による送迎については、ガソリン代のみを収受するのであれば、登録又は許可は不要とのことですが、ガソリン代の算出は、どのように行えばよいのでしょうか。

A 1. 登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代であり、ガソリン代相当額ではありませんので、その算出根拠は明確にしておく必要があります。算出方法について具体的に定められていませんが、地域のガソリン代の単価や使用車両の燃費、走行距離等により、具体的に算出する必要があります。

Q 2. 登録を受けている団体が、訪問介護事業も行っており、利用者をケアプランに基づき輸送したい旨要望がありました。この場合、登録とは別に許可が必要となるのですか、それとも登録のみで対応できるのですか。

A 2. 登録を受けていれば輸送することは可能です。なお、ケアプランに基づく要介護者等の輸送について、他の利用者と異なる運送の対価を設定するのであれば、運営協議会等で運送の対価について協議する必要があります。

また、運送しようとする旅客の範囲の区が増えるのであれば、「変更登録」が必要になります。(登録の手続きは、1. Q 1. 参照)

国自旅第144号
平成18年9月15日
一部改正 国自旅第147号
平成29年8月31日
一部改正 国自旅第315号
令和2年11月27日
一部改正 国自旅第177号
令和5年10月1日
一部改正 国自旅第263号
令和5年12月28日
一部改正 国自旅第72号
令和6年4月26日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長

自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

今般、道路運送法（以下「法」という。）の一部が改正され、自家用有償旅客運送の対価について、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の15の規定により、その基準が定められた。これを受けて自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の設定方法等について、具体的に以下のとおり定めたので、その旨了知されるとともにその取扱いについて遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

1. 路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について
路線を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運

賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安として、地域公共交通会議（施行規則第4条第2項に規定する地域公共交通会議をいう。）又は同項に規定する協議会（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第316号。以下同じ。）2.（3）④に定める関係者間）（以下、これらを総称して「地域公共交通会議等」という。）において協議が調った額とする。

2. 区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価の基準等について

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る運送の対価の範囲については、以下の(1)から(4)を目安として地域公共交通会議等（これらの会議又は協議会が組織されていない場合には、自家用有償旅客運送の種別に応じて交通空白地有償運送の登録に関する処理方針2.（3）④又は福祉有償運送の登録に関する処理方針（令和2年11月27日付け国自旅第317号）2.（3）③において協議が調った額とする。

(1) 対価の範囲

区域を定めて行う自家用有償旅客運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスと連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を求めるものであって、以下の①及び②に掲げる範囲のものをいう。

① 運送の対価

運送サービスの利用に対する対価

② 運送の対価以外の対価

運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられる。

イ. 迎車回送料金

旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。

ロ. 待機料金

旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。

ハ. その他の料金

介助料（乗降介助に関する部分に限る。）、添乗料（運送にあたって添乗員を付き添わせた場合の料金）、ストレッチャー、車いす使用

料等の設備使用料など。

(2) 対価の設定方法

① 運送の対価

運送の対価は、原則として、次のイ、ロ、ハ、の中から選択するものとする。

ただし、これらのいずれにもより難い場合にあっては、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとする。

イ. 距離制

原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ロ. 時間制

旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。

ハ. 定額制

旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

② 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとする。

(注) 会員となる時の入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含めない。

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からニ. に掲げる基準を目安とするものとする。

- イ. 運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割（地方運輸局及び沖縄総合事務局において、インターネットその他の適切な方法により、当該地域の運送の対価を公表するものとする。）であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。
 - ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。
 - ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。
- 二. 交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であつて、上記イ. からハ. までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。
- (注1) 登録後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者にあつては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記イ. ハ. の考え方を適用することができる。
- (注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記イ. に合致する水準に抑制するなどの操作は認められない。

② 対価の適用方法

- イ. 時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
- ロ. 福祉有償運送に係る運送の対価にあつては、1個の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、ハ. に規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であつて、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
- ハ. 福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人

ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の約8割にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、タクシー運賃の約8割を超える運送の対価を設定することも可能である。

ニ. 運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

ホ. 運送の対価について、(2)①イ. からハ. までのいずれかを選択した上で、需給の変動等に対応して、対価の額を変動させることも可能である。

(4) タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを煽って会員等の募集を行ってはならないこと。

附 則

1. 本規定は、平成18年10月1日から適用する。
2. みなし登録者における対価にあつては、なお、従前の例によることとし、みなし登録者が施行日以降に対価を変更する場合から本規定の適用を行う。

附 則（平成29年8月31日国自旅第147号）

1. 本規定は、平成29年8月31日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和2年11月27日国自旅第315号）

1. 本規定は、令和2年11月27日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和5年10月1日国自旅第177号）

1. 本規定は、令和5年10月1日以降に対価を設定又は変更するものから適

用するものとする。

附 則（令和５年１２月２８日国自旅第２６３号）

1. 本規定は、令和５年１２月２８日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。

附 則（令和６年４月２６日国自旅第７２号）

1. 本規定は、令和６年４月２６日以降に対価を設定又は変更するものから適用するものとする。